

監事監査報告書

2013(平成25)年5月13日

学校法人 西南学院
理事長 吉田茂生 殿

学校法人 西南学院

監事 吉田雅俊 ⑩

監事 中村一也 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人西南学院寄附行為第20条第7項の規定に基づき、学校法人西南学院の2012(平成24)年度〔2012(平成24)年4月1日から2013(平成25)年3月31日まで〕の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（新日本有限責任監査法人）と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人西南学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。